

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・M&A 補助金

PMI 推進枠【PMI 専門家活用類型】

【公 募 要 領】

16 次 公 募

Ver.1.0

2026 年 9 月

事業承継・M&A 補助金事務局

【注意】

- 本公募要領は、中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金(16 次公募)における、PMI 推進枠の PMI 専門家活用類型について記載されたものである。
- 交付決定された場合においても、委託先・外注先等との契約上の不備、相見積の未取得や取得上の不備、支払方法や支払者の不備等、実績報告の内容によっては、交付額が減額される場合があるため、留意すること。
- 廃業・再チャレンジ枠と併用にて申請する場合は、PMI 推進枠専門家活用類型として申請すること。

※ 本補助金の申請には、「GビズID」のうち、GビズIDプライムアカウントの取得が必要となる。取得未了の方は、速やかに、GビズIDプライムアカウント取得手続を行うこと。(GビズIDプライムアカウントの申請・発行には1週間から2週間程度必要。また、混雑時は3週間程度必要となるため、留意すること。)

【補助金公募への申請を行うにあたり】

事業承継・M&A 補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき実施しており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、当然ながら、補助金に係る不正行為に対して厳正に対処する。

今後、事業承継・M&A 補助金事務局(以下、「事務局」という。)に対し申請を行う者は、下記のほか、交付規程及び公募要領等を熟読のうえ、規定された内容を十分に理解して、正しく申請を行い、補助金を受給すること。

記

1. 申請者は、如何なる理由があっても、事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて実地調査等を実施する。
3. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年 10.95%の利率)を加えた額を返還させることになる。併せて、事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
4. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

目次

1. 事業名称	5
2. 事業の目的	5
3. 事業実施スキーム	5
4. 支援類型について	6
5. 補助対象者	6
6. 補助対象事業	11
6.1. 補助対象となる M&A の要件	11
6.2. 補助対象となる PMI の要件	13
7. 申請単位	16
8. 補助事業期間	18
9. 補助対象経費	18
10. 補助上限額、補助率等	19
11. 事業の流れ	20
12. 申請	21
12.1. 電子申請	21
12.2. J グランツについて	21
12.3. 申請までの流れ	22
13. 本公募に係る申請期間	24
13.1. 情報開示期	24
13.2. 申請受付期間	24
13.3. 申請方法	24
14. 必要書類	25
14.1. 公募時に必要な書類	25
14.1.1. 共通して必要な書類	25
14.1.2. 該当する場合に必要な書類	28
14.2. 実績報告に必要な書類	31
15. 審査・選考	32
15.1. 審査について	32
15.2. 加点事由について	32
16. 採択及び交付決定	35
16.1. 採択及び交付決定の通知	35
16.2. 交付決定後の注意	35
17. 事業完了・補助金の交付	36
17.1. 補助金の交付	36
17.2. 補助金交付後の補助事業者の義務	36
17.3. 補助金交付後の事業者情報の公開	37
18. 反社会的勢力との関係が判明した場合	38

19. その他	39
20. 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー	41
21. 問い合わせ先	46
21.1. 本補助金のホームページ	46
21.2. 本補助事業のお問い合わせ先	46
21.3. その他	46

1. 事業名称

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金
PMI 推進枠(PMI 専門家活用類型)

2. 事業の目的

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金(以下、「本補助金」という。)は、中小企業者及び個人事業主(以下、中小企業者と個人事業主を総称して「中小企業者等」という。)が事業承継、事業再編及び事業統合を契機とした取り組みを行う事業等(以下、「本事業」という。)について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、生産性向上による我が国経済の活性化を図ることを目的とする。

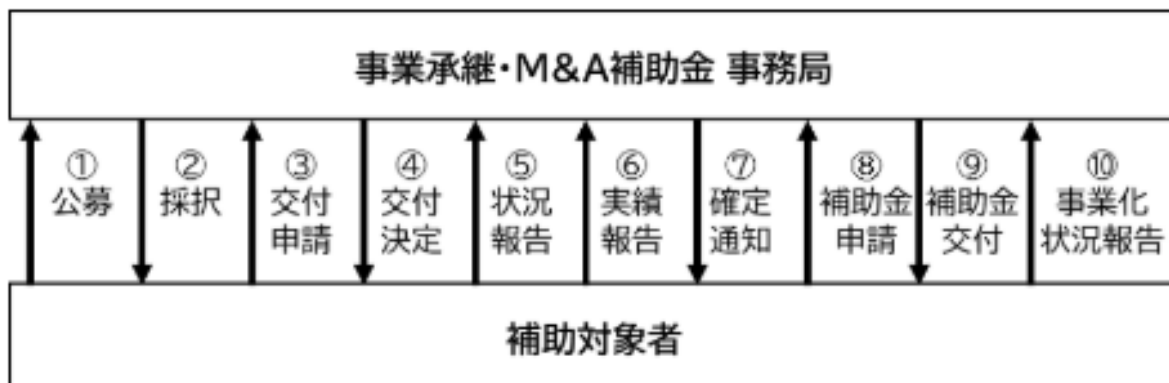
本事業のうち、事業再編・事業統合に伴う中小企業者等の統合等に関する取り組み(以下、「PMI(Post Merger Integration)」という。)に要する経費の一部を補助する事業として、本公募要領においては、PMI 推進枠における「PMI 専門家活用類型」(以下、「本補助事業」という。)について定める。

なお、PMI 推進枠(事業統合投資類型)については、別に定める公募要領によるものとする。

※ 本補助金の対象となる事業の実施にあたっては、国が行う補助事業と同様に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)の規定が適用される。

3. 事業実施スキーム

本補助事業の実施スキームは以下のとおりとする。



4. 支援類型について

本補助事業は、中小企業者等の事業再編・事業統合に伴う統合等(PMI)を促進するという観点のもと、以下の 2 つの申請パターン(「PMI 専門家活用類型(単独申請)」、「PMI 専門家活用類型(同時申請)」)を対象とする。

【PMI 専門家活用類型】

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受けた又は譲り受ける予定であって、PMI を実施する中小企業者等が、PMIに係る専門家を活用することによって、円滑な PMI 促進を支援する類型。

※専門家活用枠(買い手支援類型(I 型))との同時公募回での申請を可能とする。その場合は以下申請パターンの「(2)同時申請」を参照すること。

※廃業・再チャレンジ枠との併用申請を可能とする。

【申請パターン】

(1) 単独申請

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受けた中小企業者等による PMI 実施を支援する類型。

(2) 同時申請

事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定であって、PMI を実施する中小企業者等を支援する類型のうち、事業承継・M&A 補助金の専門家活用枠(買い手支援類型(I 型))との同時公募回での申請を行う場合の類型。

5. 補助対象者

本補助事業の補助対象者は、以下の(1)～(15)の要件を満たし、かつ後述する「6.補助対象事業」の要件を満たす中小企業者等とする。なお、「PMI 専門家活用類型(同時申請)」の場合は、別途公開される専門家活用枠の公募要領に記載された要件を満たす中小企業者等であることが必要となるため、留意すること。

※ 中小企業者等の要件については、後述の【対象となる中小企業者等】を参照。

※ 共同申請については、後述の「7. 申請単位」を参照。

(1) 補助対象者は、日本国内に拠点又は居住地を置き、日本国内で事業を営む者であること。

※ 法人の場合は、申請時点で設立登記および 3 期分の決算及び申告が完了していること。

※ 個人事業主は、「個人事業の開業届出書」並びに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出した日付から 5 年が経過しており、税務署に提出した確定申告書 B と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。(税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)を追加で提出。「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出)

※ 外国籍の者は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」の項目が明記された住民票を添付すること。

- (2) 補助対象者は、地域経済に貢献している中小企業者等であること。地域の雇用の維持、創出や地域の強みである技術、特産品で地域を支える等、地域経済に貢献している(又は貢献する予定の)中小企業者等であること。
- ・ 地域の雇用の維持、創出等により地域経済に貢献している。
 - ・ 所在する地域又は近隣地域からの仕入(域内仕入)が多い。
 - ・ 地域の強み(技術、特産品、観光、スポーツ等)の活用に取り組んでいる。
 - ・ 所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上(域外販売)が多い(インバウンド等による域内需要の増加に伴う売上も含む)。
 - ・ 新事業等に挑戦し、地域経済に貢献するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っている。
 - ・ 上記によらずその他、当該企業の成長が地域経済に波及効果をもたらし、地域経済の活性化につながる取組を行っている。
- (3) 補助対象者又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力(反社会的勢力については「18. 反社会的勢力との関係が判明した場合」(1)を参照すること。)でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しないこと。なお、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- (4) 補助対象者は、法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (5) 補助対象者は、補助事業完了後の事業化状況報告等を期限までに提出すること。
- (6) 補助対象者は、本公募要領等に違反しないこと。
- (7) 補助対象者は、事務局から質問及び追加資料等の依頼があった場合は適切に対応すること。
- (8) 補助対象者は、事務局が必要と認めるときは、事務局が補助金の採否、交付ほか各種事務局による承認及び結果通知に係る事項につき修正を加えて通知することに同意すること。
- (9) 補助対象者は、補助金の返還等の事由が発生した際、申請その他本補助金の交付にあたり負担した各種費用について、いかなる事由においても事務局が負担しないことについて同意すること。
- (10) 補助対象者は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構から補助金指定停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。
- (11) 補助金申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた個人情報を含む全ての情報は、事業実施や効果的な政策立案、経営支援等(申請者への各種情報提供等)のために、事務局から国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供された後、統計的な処理等をされて公表される場合や、その他本公募要領に記載された利活用をされる場合があるため、本申請を行うことにより、本データ利用について同意すること。
- なお、本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用する。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有することに同意すること。
- (12) 補助金の交付後に中小企業庁や事務局のホームページ等において、法人名・代表者名(屋号、個人名)、法人番号、住所(都道府県等)、テーマ名等を公表することに同意すること。
- (13) 申請時点から過去18か月の間において、中小企業庁が所管する補助金※に申請した内容について、賃上げ加点の要件等が未達成の場合、正当な理由が認められない限り大幅に減点されることを了承した上で申請すること。

※令和 8 年 9 月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・引継ぎ補助金、事業承継・M&A 補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)、事業再構築補助金、新事業進出補助金、中小企業省力化投資補助事業を含む。

(14) 事務局が求める補助対象事業に係る調査やアンケート等に協力できること。

なお、本補助金では、事業承継・M&A 事業における「事業承継・引継ぎ支援センター」、「よろず支援拠点」、「中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会)」の利用状況について、申請時にアンケートを実施する。

※回答内容が補助金の採択に影響することはありません。

(15) 過去の「経営資源引継ぎ補助金」又は「事業承継・引継ぎ補助金」の補助金受給者のうち、期日までに事業化状況報告を適切に実施していること(事業化状況報告の実施義務が生じているにも関わらず、当該報告を提出しなかった者は対象外とする)。

【対象となる中小企業者等】

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に準じて、以下のとおり本補助金における中小企業者等を定義する。

業種分類	定 義
製造業その他(注 1)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人事業主
サービス業(注 2)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人事業主

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下

(注2) ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下

※ 資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば、医者(個人開業医)、農家(会社法上の会社又は有限会社である農業法人)、農家(個人農家)は中小企業者等に含むものとする。該当者は、「6.2.補助対象となる PMI の要件」【その他補助対象事業の要件】3.を確認の上、対象事業に留意すること。

※ ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等は除く。

対象外となる中小企業者等	
1	資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される法人。
2	申請時において、確定している(申告済みの)直近 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業者等。
3	下記(ア)から(オ)に該当する中小企業者(みなし大企業)でないこと。 (ア) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者。 (イ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。 (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。 (エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)から(ウ)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者。 (オ) (ア)から(ウ)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。 ※「大企業」とは、上記の<中小企業者の定義>に規定する中小企業者、及びこれに準じる組合以外の者。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の<中小企業者の定義>の数字を超えている場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても、大

	企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記の「みなし大企業」の規定を適用しません。 ・ 「中小企業投資育成株式会社法」(昭和 38 年法律第 101 号)に規定する中小企業投資育成株式会社 ・ 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成 10 年法律第 90 号)に規定する投資事業有限責任組合 ・ 銀行法に規定する特定子会社(以下、投資専門会社と呼ぶ)が株式を保有する、銀行法及び銀行法施行規則に規定する、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社(以下、事業承継会社と呼ぶ) ※当該規程に準じる場合を含む。 ・ 事業承継会社が株式を保有する法人
4	下記に該当する中小企業者(みなし同一法人)でないこと。 親会社が議決権の 50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。また、親会社が議決権 50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を 50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の 50%超を有する子会社が、議決権の 50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の 50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社の申請しか認められません。補助金を目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。 ※承継者が議決権の 50%超を有する被承継者(対象会社)と共同申請することは可能であり、本規定は当該申請を妨げるものではありません。
5	下記に該当する法人、団体等。 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、及び法人格のない任意団体

【小規模事業者等の定義】

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に準じて、以下のとおり補助金における小規模事業者等を定義する。

業種分類	定義
製造業その他	従業員の数が 20 人以下の会社及び個人事業主
商業・サービス業	従業員の数が 5 人以下の会社及び個人事業主

サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員の数が 20 人以下の会社及び個人事業主
-----------------	-------------------------

※「商業」とは、卸売業・小売業を指す。

6. 補助対象事業

「5.補助対象者」に該当する中小企業者等による、事業再編・事業統合を伴う M&A 後の PMI を補助対象事業とすることから、下記の「6.1.補助対象となる M&A の要件」、「6.2.補助対象となる PMI の要件」をいずれも満たすことが必要となる。

6.1. 補助対象となる M&A の要件

M&A とは、「Mergers(合併) and Acquisitions(買収)」の略称であり、我が国では、広く、会社法の定める組織再編(合併や会社分割)に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ(譲り渡し・譲り受け)をいう。

本補助金における PMI の対象となる M&A は、以下 2 つの要件を満たすものであることとする。

【要件】

経営資源を譲り渡す者(以下、「被承継者」という。)と経営資源を譲り受ける者(以下、「承継者」という。)の間で事業再編・事業統合が実施された(注 1)もしくは実施される予定(注 2)のものとする。

なお、承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われていない(例:事業再編・事業統合を伴わない物品・不動産等のみの売買、グループ内の事業再編及び親族内の事業承継等)と事務局が判断した場合は補助対象外とする。

(注1) 単独申請の場合、公募申請時点で対象 M&A の基本合意がなされており、交付申請時点で M&A の最終契約が締結されているものを要件とする。

(注2) 同時申請の場合、公募申請時点で専門家活用枠での申請対象である M&A が実施予定であることを要件とする。ただし、専門家活用枠にて申請した M&A が補助事業期間内にクロージングしなかった場合は、PMI 推進枠の補助事業要件を充足しないと判断し、PMI 推進枠での補助金は交付対象外となるため留意すること。

本補助金におけるクロージングとは「最終契約書に基づく M&A 取引が実行され、株式や事業等の引渡し手続きと、譲渡代金の支払手続き(決済手続き)等により、経営権や所有権等の移転が完了すること。」と定義する(但し、最終契約書において異なる定義が規定されている場合は、同規定も勘案するものとする)。

以下に相当する事例は、本補助事業における M&A の要件を満たさないと判断する。

【承継者と被承継者による実質的な事業再編・事業統合が行われたとみなされない例】

- ・ グループ内の事業再編に相当する場合
- ・ 物品・不動産等のみの売買に相当する場合(注3)
- ・ 親族間の事業承継に相当する場合

- ・ 被承継者又は被承継者の株主と承継者との関係が本人又は同族関係者である場合（同族関係者の定義は、法人税施行令第四条を適用）
- ・ 被承継者又は対象会社と承継者との関係が支配関係のある法人である場合（支配関係の定義は、法人税法第二条十二の七の五を適用）
- ・ 事業再編・事業統合の後に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数にならない場合（吸収分割、事業譲渡の場合は除く）
- ・ 事業再編・事業統合の前に承継者が保有する対象会社又は被承継者の議決権が過半数の場合
- ・ 株式譲渡後において、譲渡後に承継者が保有する被承継者（対象会社）の議決権が過半数に満たない場合
- ・ 事業譲渡における譲渡価格が0円（無償）である取引や、株式譲渡における株価1円である取引等のうち、取引価格の合理性が確認できない場合
- ・ 事業譲渡において、有機的・一体的な経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていない場合
- ・ 休眠会社や、事業の実態がない状態の会社におけるM&A等
- ・ 開業直後の事業主からの事業譲渡等において、その正当性が確認できない場合
- ・ 上記各事例の他、事業再編・事業統合が行われたことを客観的に確認できない場合

- （注3） 日本標準産業分類上の分類とする。M&A 対象事業の業種が不動産業の場合は、原則として常時使用する従業員（注4）1名以上の引継ぎが行われること。また、不動産業以外の業種においても、常時使用する従業員 1 名以上の引継ぎが行われていない場合は、本補助金の M&A の要件を満たさないと事務局が判断する可能性があるため、留意すること。
- （注4） 労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。なお、役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解される。

6.2. 補助対象となる PMI の要件

PMI (Post-Merger Integration) とは、M&A 成立後の一定期間内に行う経営統合作業を指し(狭義の PMI)、M&A の目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なプロセスと位置付けられている。

本補助金で補助対象事業となる PMI は、補助事業期間(下記「8. 補助事業期間」において定義する。)において、PMI 専門家と補助対象者の間で契約が締結された上で実施される予定であり、以下の要件を充足するものとする。また、後述する「(参考)本補助金で対象となる PMI の内容」を参照すること。

【要件】

1. 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に PMI を実施することにより、ディスシナジー(＝投資しないことによって生まれる非効率)の解消やコストシナジーの創出が見込まれること。
2. 【単独申請の場合】当公募回の公募申請の受付終了の日(以下、「公募申請期日」という。)時点で M&A のクロージング日から 3 年以内に実施する取組であること。
3. 【単独申請の場合】交付申請時点において、承継者と被承継者による M&A において最終契約をしていること。
4. 【同時申請の場合】交付申請時点において、対象 M&A が最終契約を締結していること。なお、対象 M&A がクロージングに至らなかった場合、PMI 費用は補助対象外となるため注意すること。
5. PMI を実施する専門家は、金融機関(関連会社を含む)又は弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等が実施するものであること。
※なお、不正等が発覚した場合には、所属先名称に加えて専門家の個人名を公表する。実績の有無は問わない。
6. 事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受けた後に PMI を実施することで、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。
7. 実施する PMI の内容を検討する際には、PMI ガイドラインを参照すること。

(中小 PMI ガイドライン) https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

(参考)本補助金で対象となる PMI の内容

大分類	中分類	小分類	概要
(1)PMI 計画	－	－	PMI の実施スケジュールや実施体制の策定 ※(2)PMI 実行と紐づく内容であること。
(2)PMI 実行	経営統合	－	【経営体制の整備】 譲受側・譲渡側一体での成長に向けた基盤としての、 経営の方向性、経営体制、経営の仕組みの整備
	事業統合	事業機能整備	【シナジー効果の実現による収益力の向上】 事業活動における改善・連携の進展から、売上コスト シナジーを実現することによる収益性の向上

		管理機能整備	【事業を支える経営基盤の確立】 人事・労務、会計・財務、法務、IT システム等、事業を支える管理機能の改善
--	--	--------	---

具体例

経営統合		■ 経営に関する現状把握(譲渡側へのヒアリング等) ■ 経営理念、経営ビジョン、事業計画等の作成 ■ 経営体制の確立(新経営者の選定、経営チームの組成) ■ グループ経営の仕組みの整備(意思決定プロセスの確立、会議体の見直し等)	
事業統合	全般	■ 事業活動に関する現状把握(経営管理資料の確認、ヒアリング、現場視察等) ■ 統合方針の策定 ■ 行動計画の策定、実行・検証	
	事業機能	売上シナジー	■ クロスセル ■ 販売チャネルの拡大 ■ 製品・サービスの高付加価値化 ■ 新製品・サービスの開発
		コストシナジー	■ 生産現場の改善 ■ サプライヤーの見直し ■ 在庫管理方法の見直し ■ 共同調達 ■ 生産体制の見直し ■ 広告宣伝・販促活動の見直し ■ 間接業務の見直し ■ 共同配送 ■ 管理機能の集約 ■ 販売拠点の統廃合
	管理機能	人事・労務分野	■ 人事・労務関係の法令遵守等 ■ 人事・労務関係の内部規程類等の整備状況やその内容の適正性 ■ 従業員との個別の労働契約関係等の適正性 ■ 人材配置の最適化
		会計・財務分野	■ 会計・財務関係の処理の適正性 ■ 譲受側・譲渡側間の会計・財務手続の連携 ■ 業績等の管理 ■ 金融費用の削減

		法務分野	■ 法令遵守等 ■ 会社組織等に関する内部規程類等の整備状況やその内容の適正性 ■ 契約関係を含む外部関係者との関係の適正性
		IT システム分野	■ ライセンス等違反の抑止 ■ 情報セキュリティ対策 ■ IT システム管理方針の明確化

(出典) 中小企業庁.”中小 PMI ガイドライン”.令和 4 年 3 月.

【補助対象とならない PMI の要件】

説明会の開催や個別面談の実施、主要な取引先への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)、主要な取引先以外への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)等、信頼関係構築に関わる専門家支援は補助対象外とする。

また、対象土業との顧問契約の範囲内での対応等、明確に PMI に係る支援・費用の内容が特定できない場合も補助対象外とするため、注意すること。

【その他補助対象事業の要件】

補助対象事業は、以下のいずれにも合致しないこと。

1. 公序良俗に反する事業
 2. 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条において規定される各営業を含む)
 3. 国(独立行政法人を含む)の他の補助金、助成金等を活用する事業
- ※次に掲げる事業は補助対象とならない。また、交付決定以降に以下に該当すると確認された場合、交付決定が取消しとなる場合があるため注意すること。
- ・ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国(独立行政法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託事業等)と重複する事業に採択又は交付が見込まれる場合
 - ・ 国(独立行政法人等を含む)が助成する他の制度(補助金、委託事業等)で重複した申請が認められる事業であっても、同一の補助対象経費における自己負担分を超えて、交付を受けている、又は交付が見込まれる場合や、公的医療保険及び介護保険からの診療報酬及び介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある場合

7. 申請単位

本補助金公募への申請は、補助対象者及び補助対象経費を負担する者、並びに補助対象経費に係る契約主体となる者が行う。

【単独申請の場合】

単独申請の場合、承継者による申請を原則とする。ただし、株式譲渡等において譲り受けた対象会社（子会社）における PMI 費用を当該子会社が負担する場合には、承継者たる法人（親会社）との共同申請を実施すること。

補助対象者	M&A の形態	公募申請 類型番号	備考	J グランツ申請 フォーム番号
承継者（法人） （注 1）	株式譲渡 第三者割当増資 株式交換 吸収合併 吸収分割 事業譲渡（注 5）	1	承継者たる申請 者が PMI 費用を 負担する場合	1
承継者（個人事業主） （注 2）	事業譲渡（注 5）	2	—	2
承継者（注 1） ＋被承継者（注 3）	株式譲渡 株式交換	3	株式を取得した対 象会社（子会社） が PMI 費用を負 担する場合	3

【同時申請の場合】

同時申請の場合、承継者による申請を原則とする。公募申請時点で被承継者との共同申請が実施できない M&A プロセスの段階であることに鑑み、承継者が負担した経費のみが対象となる点に留意すること。

補助対象者	M&A の形態	公募申請 類型番号	備考	J グランツ申請 フォーム番号
承継者（法人）（注 1） （注 4）	株式譲渡 第三者割当増資 株式交換 吸収合併 吸収分割 事業譲渡（注 5）	1	承継者たる申請 者が PMI 費用を 負担する場合	4
承継者（個人事業主） （注 2）（注 4）	事業譲渡（注 5）	2	—	5

- (注1) 公募への申請時点で、3 期分の決算及び申告が完了していない法人は対象外とする。
- (注2) 申請日時点で、「個人事業の開業届出書」並びに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出した日付から 5 年が経過していない個人事業主は対象外とする。
- (注3) 共同申請の場合
- (注4) 専門家活用枠と同時申請する場合は、専門家活用枠で申請する者(同一の補助対象者)で申請すること。
- (注5) 被承継者が法人又は個人事業主であること。

※ 同一の者による複数の申請は不可とし、申請は原則 1 申請のみとする。

※ 申請者が異なる場合であっても、同一又は類似の補助対象事業であり、代表者又は支配株主が同一である申請者による複数の申請は不可とする。

8. 補助事業期間

本補助事業における補助事業期間は、2027 年 1 月(下旬予定)から 14 か月以内を想定している。詳細は、採択後の交付申請時の手引書等で確認すること。

9. 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要となる経費のうち、以下の①～③の全ての要件を満たすものであって、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となる。

- ①使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費(注 1)
- ③補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等によって、金額・支払い等が確認できる経費

(注 1) 補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ補助事業期間の間であり、支払いまでが同期間内に完了している経費であること。

※補助事業期間開始前に PMI 専門家と契約書を締結しているにも関わらず、覚書等によって最終契約日を補助事業期間内に延長する行為は、原則補助事業期間内の最終契約とはみなさない。

【補助対象経費の該当可否(契約等の時期別)】

ケース	実施時期			補助対象 経費 該当可否
	採択後 補助事業期間 開始前	補助事業期間	補助事業期間 終了後	
①	見積	発注・納品・検収・請求・支払		○
②		見積・発注・納品・検収・請求・支払		×
③		見積・発注	納品・検収・請求・支払	×

※「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為である。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要がある。

補助対象経費の概要は以下のとおりとする。なお、詳細については「【公募要領】(別紙)補助対象経費」を参照すること。

類型	補助対象経費の区分
PMI 専門家活用類型	謝金、旅費、委託費(注 1)

(注1) 委託費のうち、「6.2.補助対象となる PMI の要件」に記載している PMI 専門家が支援したものに限り補助対象経費となる。

10. 補助上限額、補助率等

補助対象者に交付する補助額は補助対象経費の 2 分の 1 以内であって、以下のとおりとする。

※ 補助金の交付は補助対象事業完了後の精算後の支払い(実費弁済)となる。

類型	補助率	補助下限額(注 1)	補助上限額	併用申請 (廃業費)
PMI 専門家活用類型 (単独申請)	補助対象経費の 1/2 以内	50 万円	150 万円	+300 万円 (注 3)
PMI 専門家活用類型 (同時申請)	補助対象経費の 1/2 以内	50 万円	150 万円 (注 2)	— (注 4)

(注 1) 交付申請時の補助額が補助下限額を下回る申請(補助対象経費に 1/2 をかけた金額が 50 万円を下回る申請)は受け付けない。

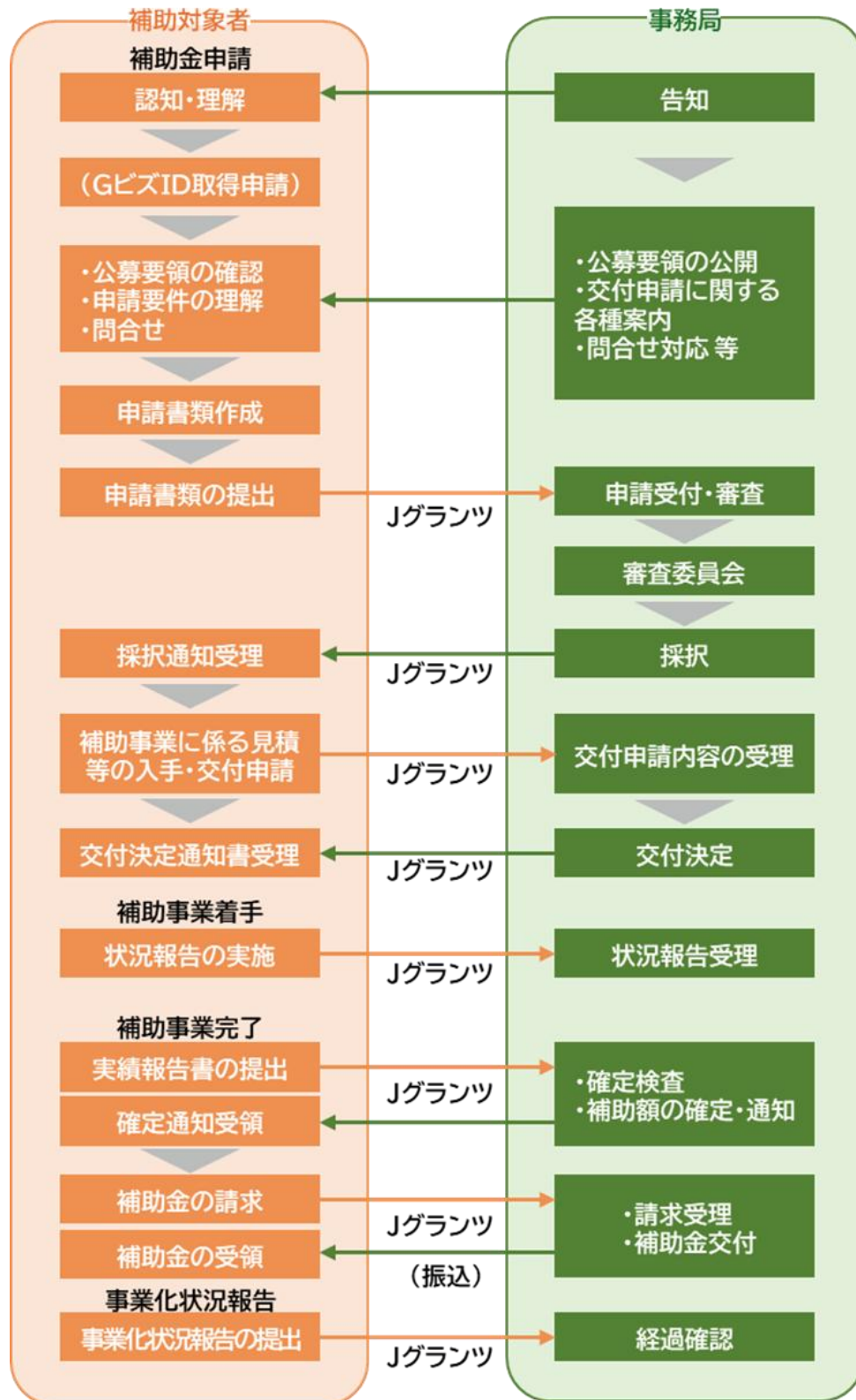
(注 2) 同時申請の場合において、補助事業期間中に M&A(経営資源引継ぎ)が実現しない場合は、上記 PMI 専門家活用に係る補助対象経費は補助対象外とする。

(注 3) 廃業費の併用申請時の補助上限額は 300 万円とする。なお、廃業費の併用申請における補助率は、事業費の補助率(1/2 以内)に従うものとする。廃業費に関しては、少なくとも 1 つの事業所又は事業の廃業・廃止を伴うものを補助対象とする。また、事業の一部廃業に該当する場合は、当該一部廃業が補助事業期間内に行われ、行われた事実(設備撤去に伴う検収等)が実績報告時に確認できること。

(注 4) 同時申請において廃業費の併用を検討する際は、専門家活用枠(買い手支援類型(I 型))の申請フォーム内にて併用申請を実施すること。なお、廃業費の併用申請時の補助率は、専門家活用枠(買い手支援類型(I 型))の事業費の補助率に従う。

11. 事業の流れ

本補助事業の公募への申請、及び交付申請を含む手続きの流れは下記のとおりとする。交付決定通知書受理後に補助事業に着手(専門家との委託契約締結等)を実施するように留意すること。



12. 申請

12.1. 電子申請

経済産業省及び中小企業庁では、これまでの文書や手続きの単なる電子化から脱却し、IT・デジタルの徹底活用で、手続きを圧倒的に簡単・便利にし、国民と行政、双方の生産性を抜本的に向上していくことを推進している。また、行政手続き等により取得したデータを活用し、よりニーズに最適化した行政活動や政策を実現することも検討されている。

本補助金においても、この経済産業省及び中小企業庁の方針を受けて、電子申請にて補助金の申請を行う。

(参考)経済産業省のデジタル・トランスフォーメーション(DX)

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html

12.2. J グランツについて

電子申請により本補助金の公募申請を行うにあたっては、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム「Jグランツ」を利用する。同システムの利用にあたっては、GビズIDプライムアカウント(ID・パスワード等)が必要となる。なお、J グランツ及びGビズIDの利用には料金は発生しない(ただし、将来にわたって無料であることを約束するものではない)。

なお、本アカウント及びパスワードをみだりに他人に開示し、使用させることは、GビズID利用規約第10条に反する行為であり、トラブルの原因となり得るため、注意すること。

本補助金では、J グランツからの公募申請のみを受け付ける。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、申請すること。同一パソコンから大量に申請がある場合等は、個別に事情を伺う可能性がある。正当な事由なく、申請者自身による申請と認められない場合には、当該申請は不採択又は交付決定の取り消しとなる。なお、行政書士(又は行政書士法人)でない者が、申請者に代わって有償で申請の作成を行うことは、行政書士法違反に該当する可能性があるほか、交付決定後に行政書士(又は行政書士法人)以外が申請の作成を行ったことが判明した場合、交付決定の取消となる可能性がある。

○ Gビズ ID プライムを取得していない場合

GビズIDマニュアル・様式等のダウンロードページ(注1)にある「GビズID クイックマニュアルGビズIDプライム編」に沿って、GビズIDプライムの申請を行う必要がある(注2)。なお、GビズIDプライムの申請・発行には1週間程度必要となる場合がある。また、混雑時は3週間程度必要となるため、留意すること。

○ Gビズ ID プライムを既に取得している場合

J グランツを利用して、本補助金の電子申請による公募申請を行うことが可能。

(注1)<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

(注2) Gビズ ID プライムを取得するためには以下が必要となる。

- ・ 法務局が発行した印鑑証明書又は地方公共団体が発行した印鑑登録証明書の原本(発行日より

3 か月以内のものに限る。)

- ・ 法人代表者印又は個人事業主の実印を押印した申請書(注 3)
- ・ 「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」のメールアドレス(注 4)
- ・ 「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」の SMS 受信が可能な電話番号(注 4)

(注 3)申請者がGビズIDのホームページで作成することが可能。

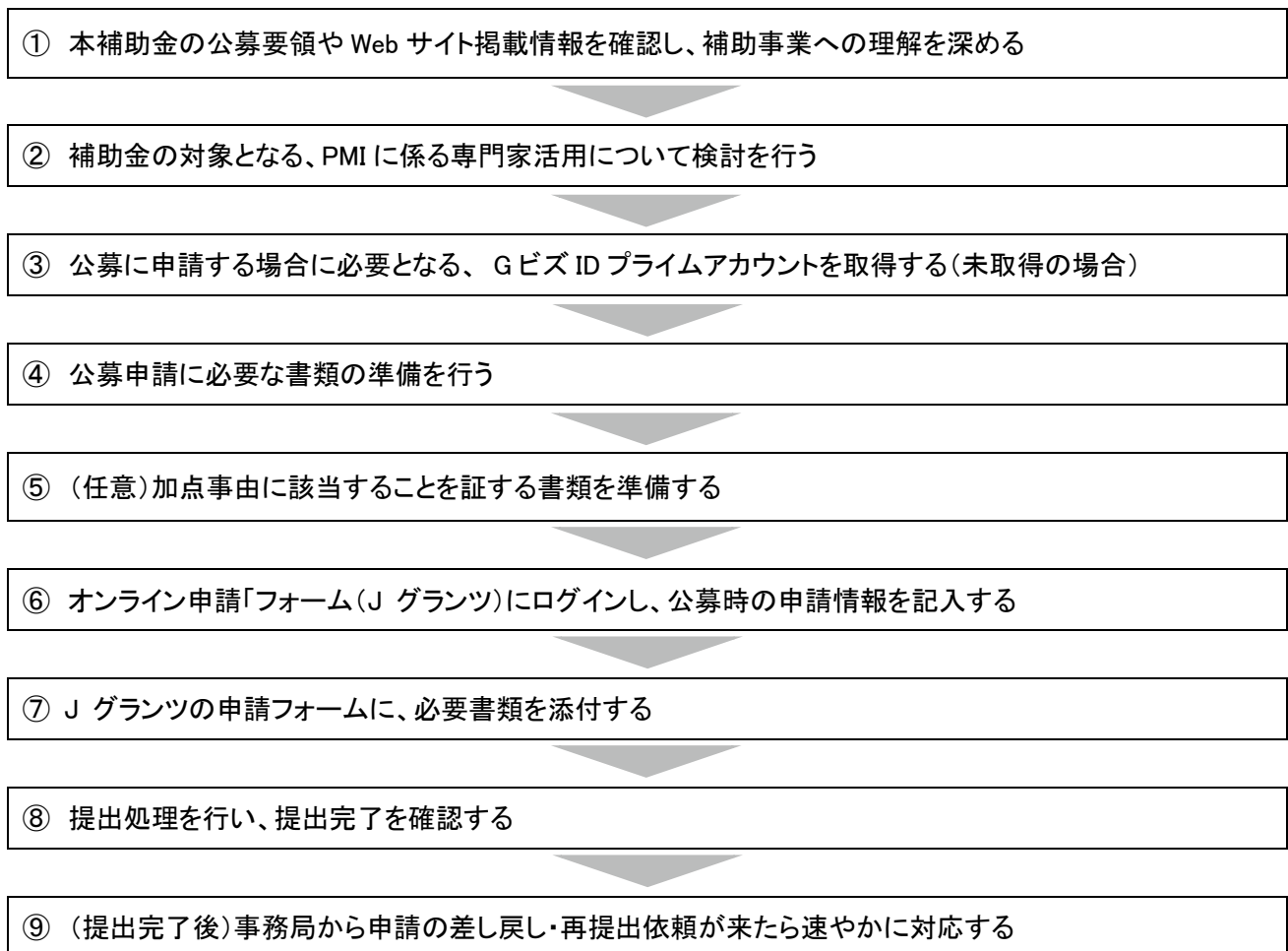
(注 4)メールアドレス及びSMS受信用電話番号は、今後のアカウント利用時に利用することとなる。携帯キャリアメールは届かない場合もあるため、極力使用しないこと。

(メールアドレス→アカウントID、SMS受信用電話番号→ログイン時の 2 要素認証に利用)。

(参考)J グランツについて <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(参考)G ビズ ID について <https://gbiz-ID.go.jp/top/>

12.3. 申請までの流れ



申請を行う上での注意事項

<見積等の必要経費の準備>

- 申請することができる経費は、補助対象事業実施のために必要な経費のみとなる。
- 申請した経費項目にしたがって、補助対象事業を行う必要があるため、申請の検討段階において、十分に経費項目やその額について、補助対象範囲を含め精査を行うこと。
- 原則として 2 者以上から見積を取得することが必須となるため、相見積を行うようにすること。(注 1)
- なお、補助事業期間終了後の実績報告で提出される証拠書類については、基本的に以下の①～④が遵守されていることの確認が行われる。

- ① 当該補助対象事業の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間内に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

(注1) 相見積の取得が不要な場合は「【公募要領】(別紙)補助対象経費」の「補足:相見積取得が不要な条件」に記載されている場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必要となる。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、「【公募要領】(別紙)補助対象経費」の「補足:相見積取得が不要な条件」に記載されている条件以外の選定理由は認められない。

なお、相見積の取得が不要な場合を除き、相見積を取得しない場合には、補助対象経費として認められない。

※ 詳しくは、「【公募要領】(別紙)補助対象経費」を参照すること。

<事業者本人による申請>

本公募への申請においては、事業者自身がその内容を理解し、確認の上、申請手続を実施し、補助事業計画を含む申請内容の作成及び実行に責任を持つ必要がある。事業者本人の理解が著しく不足したまま申請がなされていることが発覚した場合や、事業者が申請内容や補助事業計画について著しく認識を欠く場合は、交付決定後であっても交付決定取消等の措置を講ずる場合があるため、留意すること。

<加點事由について>

本公募要領の「15.2. 加點事由について」を参照すること。

13. 本公募に係る申請期間

13.1. 情報開示期

2026 年 9 月 4 日(金)より「事業承継・M&A 補助金 Web サイト」にて、公募要領を開示している。

13.2. 申請受付期間

2026 年 10 月 2 日(金)～2026 年 11 月 6 日(金)17:00 ※厳守

※ 締切日時を過ぎてからの公募申請は受け付けないので注意すること。

13.3. 申請方法

J グランツを用いた電子申請を行う。なお、ファイルを添付する場合にはパスワードは設定しないこと。

14. 必要書類

14.1. 公募時に必要な書類

14.1.1. 共通して必要な書類

公募申請類型番号毎に必要な書類は以下のとおりとする。申請は J グランツでの提出となるため、以下に示す必要書類は原則 PDF 形式で提出すること。

公募申請類型番号 1
【申請者(法人)】 ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの) ※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3 か月以内のもの)が必要 ② 直近の確定申告の基となる直近 3 期分の決算書(貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書・販管費内訳書等) ③ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2) 【申請者(法人)の代表者】 ① 住民票(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの) ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出
公募申請類型番号 2
【申請者(個人事業主)】 ① 住民票(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの) ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出 ② 直近 3 期分の確定申告書 B 第一表・第二表と所得税青色申告決算書(P1～P4)(注 1)(注 3) ③ 開業届及び所得税青色申告承認申請書の写し(注 1) ※開業届が事情により、提出できない場合の対応については、事業承継 M&A 補助金ホームページ内の「よくある質問」を参照のこと URL: https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/16-pmi_faq/ ④ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2)
公募申請類型番号 3
【申請者(法人)】 ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの) ※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3

か月以内のもの)が必要

- ② 直近の確定申告の基となる直近 3 期分の決算書(貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書・販管費内訳書等)

【申請者(法人)の代表者】

- ① 住民票(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの)
- ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出

【共同申請者(被承継者たる子会社)】

- ① 履歴事項全部証明書(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの)
- ※ 申請内容を履歴事項全部証明書で確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書(発行から 3 か月以内のもの)が必要
- ② 直近の確定申告書(別表一、別表二、別表四)(注 1)
- ③ 確定申告の基となる直近の決算書(貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書・販管費内訳書等)
- ④ 株主名簿(代表者の原本証明付き)
- ⑤ 常時使用する従業員 1 名の労働条件通知書(注 2)

【共同申請者(子会社)の代表者】

- ① 住民票(申請日以前 3 か月以内に発行されたもの)
- ※ 外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「30 条 45 規定区分」項目が明記されたもの
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票は、個人番号部分を墨消して提出

(注 1) 税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)を追加で提出。「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出。

(注 2) M&A 対象事業(譲り受けた業種)が不動産業の場合は、常時使用する従業員が 1 名以上いることが確認できること(個人が特定できる個人情報部分を墨消して提出)。

(注 3) 所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)を未作成の場合は、所得税青色申告決算書(P1~P3)で可。

【単独申請の場合】 提出が必要な書類	(対象となる M&A 実施に係る証憑) <u>M&A の実施証憑としては、公募申請時に基本合意書等、交付申請時に最終契約書を提出すること。</u> ● (公募申請時) M&A の基本合意書又は M&A 最終契約書 (契約当事者間の署名、押印の確認ができるもの) ● (交付申請時) M&A の最終契約書 (契約当事者間の署名、押印の確認ができるもの) ※ 以下の M&A 形態を参照のこと 【株式譲渡の場合】 ①株式譲渡契約書(クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ②対象会社の株式譲渡前と株式譲渡後の株主名簿(対象会社代表者の原本証明付き) 【第三者割当増資の場合】 ①引受契約書(払込日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ②被承継者の第三者割当増資前と第三者割当増資後の株主名簿(代表者の原本証明付き) 【株式交換の場合】 ①株式交換契約書 ②被承継者と承継者、それぞれの株式交換前と株式交換後の株主名簿(代表者の原本証明付き) 【吸収合併の場合】 ①合併契約書 ②承継者の吸収合併後の株主名簿(代表者の原本証明付き) ③被承継者の合併前の株主名簿(代表者の原本証明付き) ④承継者の履歴事項全部証明書(発行から 3 か月以内のもの) ⑤被承継者の閉鎖事項全部証明書(吸収合併の旨の記載があり、発行から 3 か月以内のもの)※提出不可の場合は理由書提出 【吸収分割の場合】 ①分割契約書 ②承継者の履歴事項全部証明書(吸収分割の旨の記載があり、発行から 3 か月以内のもの) ③被承継者の履歴事項全部証明書(吸収分割の旨の記載があり、
--------------------------------------	--

	発行から 3 か月以内のもの)※提出不可の場合は理由書提出 ④分割契約書に移動した資産負債の記載がない場合は移動した資産負債の一覧 【事業譲渡の場合】 ①事業譲渡契約書(クロージング日が別途定められている場合にはそれが判る資料を含む) ※不動産売買契約書等での代替は不可。 ②事業譲渡契約書に移動した資産負債の記載がない場合は移動した資産負債の一覧 ③事業譲渡が行われたことを証する書類(取締役会・株主総会決議の議事録、財産・契約上の地位の移転が確認できる証憑(債権譲渡通知(承諾)、所有権移転登記、知的財産権の移転登録、従業員との雇用契約書 等))
--	--

14.1.2. 該当する場合に必要な書類

公募申請類型番号別の必要書類として以下の書類を提出している場合でも、本項目の要件充足を希望する場合には、改めて書類を添付すること。

12.2.申請の作成を行政書士(又は行政書士法人)に委任する場合、行政書士(又は行政書士法人)に委任したことを証明する書類	本補助金の申請の作成を行政書士(又は行政書士法人)に委任する場合、以下の資料を提出すること。 ①日本行政書士会連合会が発行する行政書士証票の写し ②委任契約書等(委任範囲が明記されていること)の写し
15.2.加点事由への該当を証する書類	(①「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けている場合) ※以下のいずれかの書類 ● 中小企業の会計に関する基本要領のチェックリスト※顧問会計専門家印のあるもの ● 中小企業の会計に関する指針のチェックリスト※顧問会計専門家印のあるもの (② 経営力向上計画の認定、経営革新計画の承認又は先端設備等導入計画の認定書を受けている場合) ※申請時に有効な期間における、以下のいずれかの書類を提出

	● (経営力向上計画)経営力向上計画の認定書および申請書類 ● (経営革新計画)承認書 ● (先端設備等導入計画)認定書
	(③地域未来牽引企業である場合) ● 地域未来牽引企業の選定証
	(④小規模事業者等に該当する場合) ※以下の書類に加えて、J グランツ上の申請項目に申請日時点での従業員数を記載すること。 ● (法人)直近期の法人事業概況説明書の写し ● (個人事業主) 直近期の所得税青色申告決算書(P1～P4) (※1)
	(⑤ (連携)事業継続力強化計画の認定を受けている場合) ● 申請時に有効な期間における、「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」認定書および申請書類
	(⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組みに該当する場合) ● 基準適合一般事業主認定通知書の写し ※計画期間が有効であること
	(⑦ 健康経営優良法人である場合) ● 健康経営優良法人の認定証
	(⑧ サイバーセキュリティお助け隊サービスを利用している場合) ● 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)が登録・公表した「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の利用が確認できる書類(申込書及び請求書等)
	(⑨ 加点事由における賃上げ要件を充足する場合) 賃上げ要件の充足を表明する場合は、公募申請時に以下の書類を提出すること。 ※本項目においては、加点事由として、補助事業が完了した日を含む事業年度(基準年度)の「従業員(非常勤含む。以下同じ。)1人当たりの給与支給総額」と比較した、基準年度の翌年度の「従業員1人当たりの給与支給総額」の上昇率が <u>2%以上</u>となる賃上げの実施について以下書類を提出すること。 ● 賃金引上げ計画の誓約書

	※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ● 従業員への賃金引上げ計画の表明書 ※本補助金 Web サイトから雛型をダウンロードし、必要事項を記載して提出すること。 ※また、表明においては必ず以下の規程を確認・了承すること。 【賃上げ要件未達成時に係る規程】 ○加点に係る申請内容未達時の対応 加点を受けた上で、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから 18 か月の間、中小企業庁が所管する補助金への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。 ただし、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等により、やむを得ず加点要件を達成できなかった場合には、その限りではない。 ※詳細は「15.2.加点事由について」を参照すること。
	(⑩ デュー・ディリジェンス(DD)を実施した者) ● DD 実施を証する書類及び成果物となる報告書等 【DD 実施を証する書類及び成果物(例)】 ● DD の業務に関連する成果物(=DD のレポート) ● 専門家との業務委託契約書等
	(⑪ 米国の追加関税措置により大きな影響を受ける場合) ・追加関税措置の影響を受けている内容を具体的に入力すること。 ※関税(外部)と自社事業(内部)の関連性が分かるように記載すること。

(※1) 税務申告・届出を電子で行っている場合は、受付が確認できる「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)を追加で提出すること。「メール詳細」又は「受信通知」(受付結果)がない場合は、「納税証明書[その 2]所得金額の証明書」又は「課税証明書(所得金額の記載のあるもの)」も追加で提出すること。

14.2. 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は以下を想定しているが、詳しくは補助事業に係る手引書を参照すること。

※ 提出書類により補助事業の実施が確認できない場合は交付決定取消しとなる場合がある。

※ 状況によっては、以下の必要書類以外の資料を追加で要請する場合がある。

PMI に伴う専門家活用の証憑等

- | |
|---------------------------------|
| ① PMI の業務に関連する成果物(=実践ツールに類するもの) |
| ➤ 1. 統合方針書 |
| ➤ 2. 各回打ち合わせ議事録・打ち合わせ時に使用した資料 |
| ➤ 3. PMI 実施にあたって作成した資料と最終レポート |
| ② 専門家との業務委託契約書等 |
| ③ PMI 受託業務完了報告書 |

＜廃業・再チャレンジ枠の併用申請時の必要書類について＞

廃業・再チャレンジ枠との併用申請を行う場合には、以下の表を確認し、実績報告時に廃業の事実が確認できる必要書類を提出すること。

※廃業の状況が確認できない等の場合には、以下に記載の書類以外の資料の追加提出を求める場合がある。

番号	対象会社	実績報告時の必要書類
1	法人	以下の証憑の中から <u>2 点</u> の写しを提出してください。(組み合わせは任意) ・廃業の事実が分かる受付印入りの各種変更登記申請書 ・資産除去・廃棄が客観的に分かる証憑等 ・取引先等への廃業通知、または廃業理由付きの契約解除通知書等 ・公共料金の支払停止または解除に関する受理通知等 ・賃貸借契約の解除に関する貸主または管理会社発行の通知書等 ・営業に関する許認可の返納受理通知等 ・取締役決定書、取締役会議事録、株主総会議事録
2	個人事業主	以下の証憑の中から <u>2 点</u> の写しを提出してください。(組み合わせは任意) ・資産除去・廃棄が客観的に分かる証憑等 ・取引先等への廃業通知、または廃業理由付きの契約解除通知書等 ・公共料金の支払停止または解除に関する受理通知等 ・賃貸借契約の解除に関する貸主または管理会社発行の通知書等 ・営業に関する許認可の返納受理通知等

15. 審査・選考

15.1. 審査について

審査・選考については、資格要件等及び事業内容等の審査を踏まえ、事務局及び審査委員会により総合的に行う。審査の手順は以下のとおり。

(1) 資格要件の審査(全ての申請)

主に「5. 補助対象者」及び「10. 補助上限額、補助率等」に適合しているかを審査する。

(2) 書面審査((1)資格審査を通過した申請)

事務局及び審査委員会が申請書類等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき審査する。なお、審査委員会は、知見を有している外部有識者で構成されている。

- ・ PMI の目的・必要性
- ・ PMI 集中実施期の計画が補助事業期間内に適切に取り組まれるものであること
- ・ PMI による効果(シナジー)・地域経済への影響
- ・ PMI 実現による成長の見込み(自社の事業環境や外部環境を踏まえること)
- ・ 財務内容が健全であること

※ 事務局は審査の結果(採択されなかった理由等)に関する問い合わせには、一切応じない。

※ 審査に係る審査料等は徴収しない。

15.2. 加点事由について

以下のいずれかの事由に該当する場合は、審査において加点することとする。それぞれ、該当することを証する書類を提出すること。

- (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けていること。
- (2) 公募申請時に有効な期間における「経営力向上計画」の認定、「経営革新計画」の承認又は「先端設備等導入計画」の認定書を受けていること。
- (3) 公募申請時点で「地域未来牽引企業」であること。
- (4) 公募申請時点で「5. 補助対象者」へ記載の「小規模事業者等の定義」に該当する小規模事業者等であること。
- (5) 公募申請時点で「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けていること。
- (6) 公募申請時点で、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組みを実施していること。具体的には、以下のいずれかに事業者として該当すること。
 - (6)-①: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者
 - (6)-②: 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基

づく一般事業主行動計画を公表している事業者

- (7) 公募申請時点で「健康経営優良法人」であること。
- (8) 公募申請時点で「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を利用する中小企業等であること。
- (9) 事業化状況報告時点で以下を満たす賃上げを実施予定であり、公募申請時に従業員に表明していること。

補助事業が完了した日を含む事業年度(基準年度)の「従業員(非常勤含む。以下同じ。)1人当たりの給与支給総額(※1)」と比較した、基準年度の翌年度の「従業員1人当たりの給与支給総額」の上昇率(※2)が、2%以上であり、従業員に表明していること。具体的には、公募申請時迄に2%以上の賃上げを行うことを、全ての従業員又は従業員代表者、役員に表明の上、達成することが要件となる。

「従業員」とは、パート・アルバイト等の非正規雇用者を含む従業員であり、①、②の基準を満たすものである。

- ① 予め(30 日以上前)解雇の予告を必要とする者に限り、会社役員や同居の親族従業員は含まれない。
- ② 対象とする従業員は、各事業年度において全月分の給与等の支給を受けた従業員とする。

(※1)給与支給総額の構成要素

給料、賞与、各種手当(残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当)等、給与所得として課税対象となる経費。

(※2)計算式は下記の通り。

1人当たり給与支給総額の上昇率(%)

$$= \left\{ \frac{\text{基準年度の翌年度の従業員1人当たり給与支給総額} - \text{基準年度の従業員1人当たり給与支給総額}}{\text{基準年度の従業員1人当たり給与支給総額}} \right\} \times 100$$

※なお、加点を受けた上で、本補助金で採択されたにも関わらず、加点要件が未達の場合は、以下の措置を講じることとなる。

※当該加点事由を申請して交付決定をされたにも関わらず、事業化状況報告が未提出である場合は、加点要件は未達とみなして以下の措置を講ずるので注意すること。

賃上げ加点に係る申請内容未達成時の対応

加点を受けた上で、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した加点要件を達成できなかった場合は、事業化状況報告において未達が報告されてから18か月の間、中小企業庁が所管する補助金※1への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点する。

※1…令和8年9月時点では、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、中小企業省力化投資補助事業を含む。

災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※2により、やむを得ず加算要件を達成できなかった場合には、その限りではない。その場合には、事業化状況報告の提出時にその理由を説明すること。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除する。

※2・・・震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合(国税通則法第 46 条)その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合

(10) 公募申請時点で、DD を実施していること。

(11) 米国の追加関税措置により大きな影響を受けること。

(参考)

・「中小企業の会計に関する基本要領」「中小企業の会計に関する指針」

https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/#point

・「経営力向上計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

・「経営革新計画」https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq05_kakushin.html

・「先端設備等導入計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

・「地域未来牽引企業」https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/index.html

・「健康経営優良法人」https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

・「サイバーセキュリティお助け隊サービス」<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>

・「(連携)事業継続力強化計画」<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

・厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

・厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト(両立支援のひろば)

https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php

16. 採択及び交付決定

16.1. 採択及び交付決定の通知

審査の結果に関して、申請者全員に対し、事務局から J グランツを通じて、採択・不採択の通知を行う。採択を受けた申請者は、交付申請を実施し、交付決定通知書を受理した後、補助事業に着手すること。

16.2. 交付決定後の注意

交付決定を受けた者は、別途事務局より公開される「補助金交付のための事務手引書」等を参照のもと、事務局に対して、以下に例示する届出・報告等を適宜実施する必要がある。

なお、交付決定を受けた補助対象事業であっても、報告の遅滞・未実施や、事務手引書上で規定する補助金交付のための要件を充足しない場合には、補助額の減額や交付決定取消等の措置を行う場合があるため注意すること。

(1) 補助事業期間内に PMI が実現した場合

補助事業開始日以降に PMI を行った場合は PMI 完了後、実績報告受付期間内に J グランツを通じて実績報告を事務局に対して行うこと。

また、補助事業期間終了後も3年間、本公募要領内「17.2.補助金交付後の補助事業者の義務」の記載に従い、事務局の指示する方法で事業化状況報告を行うこと。

(2) 計画の変更に伴う届出

交付決定を受けた後、経費区分間の経費額をはじめとする計画変更が生じた場合は、J グランツを通じて「(様式第 3)計画変更(等)承認申請書」を事務局に対して提出し、事前に事務局の承認を受けること。

(3) 公募申請・交付申請内容の変更に伴う届け出

交付決定を受けた後、公募申請時の内容、もしくは交付申請時の内容を変更する場合は、J グランツを通じて「(様式第 16) 補助金登録変更届」を事務局に対して行い、事前に事務局の承認を受けること。

(4) 事故の報告

補助事業期間中又は補助期間終了後に補助事業の遂行が困難と判断し、補助金の交付を辞退する場合には、J グランツを通じて「(様式第 4)事故報告書」を事務局に対して提出し、事務局の指示を受けること。

17. 事業完了・補助金の交付

17.1. 補助金の交付

補助金の交付については、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書記載の補助事業完了期限日より10日を経過した日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後、精算払いを行う。

※ 速やかに実績報告書を提出できるよう、補助事業期間中より交付決定通知書等の関係書類を時系列に整理・保管するとともに、取引ごとに見積書・注文書・発注書・請求書・領収書等に相当する各種書類を整理しておくこと。

※ 実績報告内容に不備があった場合は、期限を定めて事務局より補正依頼を実施するが、補正期限までに必要な補正がなされず適正な経理処理が確認できない場合は、当該経費について減額する可能性もあるため、留意すること。このため、公募要領及び「補助金交付のための事務手引書」、「証拠書類等の準備に係る留意点」等をよく確認し、必要となる証拠書類を適切に管理すること。実績報告書等の提出の際には、必要書類の漏れがないように確認の上、提出を実施すること。

※ 補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資の利用を検討する者は、できるだけ早めに金融機関等に対して相談すること。

※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となる。

※ 「14. 必要書類」に記載されている書類が準備できない場合は、原則補助金が支払われない。特殊な事情により書類の準備が出来ない場合は、補助事業期間中に事務局に相談すること。(補助事業期間終了後の相談には応じない)

17.2. 補助金交付後の補助事業者の義務

本事業の補助金交付を受けた者は、以下の手続きを行うこと、また交付規程を遵守すること。

(1) 事業化状況報告

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する事業年度(当該補助事業者が実施する補助事業の採択に係る公募の申請時において、確定した決算がない場合、補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度)を初回の対象事業年度として以後3年間、過去1事業年度の当該補助事業の事業化状況及び賃金引上げ等の状況をとりまとめ、補助事業者の各事業年度の終了後90日以内に事業化状況を事務局へ報告すること。なお、事業化状況報告の報告が行われない場合や虚偽の数値が報告された場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める。

(2) 補助対象事業の経理

補助対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後 5 年間、管理・保存しなければならない。また、帳簿等の作成にあたっては、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」(19.その他(1)を参照すること。)に拠った信頼性のある書類等の作成及び活用に努めること。

(3) 実地調査等

本事業の進捗状況確認のため、事務局が事業者及び取引先等（請負先、M&A 支援機関登録先を含む委託先、及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に実地調査に入る場合がある。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

17.3. 補助金交付後の事業者情報の公開

補助金の交付後に中小企業庁や事務局のホームページ等において、法人名・代表者名（屋号、個人名）、法人番号、住所（都道府県等）、テーマ名等を公表することがある。

18. 反社会的勢力との関係が判明した場合

本公募への申請を提出する際に反社会的勢力との関係が無いことを誓約すること。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (二) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (ホ) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 申請者(中小企業者の場合は、代表者及びその役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。))について、反社会的勢力であることが判明した場合、事務局は交付決定を行わない。また、交付決定後に判明した場合、事務局は当該交付申請者の交付決定を取り消す。

(3) 申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱とする。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて中小企業庁の信用を棄損し、又は中小企業庁の業務を妨害する行為
- ⑤ その他の前各号に準ずる行為

19. その他

(1) 「中小企業の会計に関する基本要領」及び「中小企業の会計に関する指針」について

「中小企業の会計に関する基本要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものである。

また、「中小企業の会計に関する指針」は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものである。

中小企業は「中小企業の会計に関する基本要領」、「中小企業の会計に関する指針」のどちらでも参照することができる。

※ 「中小企業の会計に関する基本要領」の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/>

(2) 小規模企業共済のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業をやめたとき、会社等の役員を退職したとき、個人事業の廃業等により共同経営者を退任したとき等の生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度であり、いわば、「経営者の退職金制度」である。

掛金月額は、1,000 円から 70,000 円までの範囲(500 円刻み)で自由に選ぶことが可能であり、掛金は税法上、全額が課税対象となる所得から控除される。

※ 小規模企業共済の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

(3) ローカルベンチマーク(企業の健康診断ツール)

ローカルベンチマークにより、経営状態が Web で簡単に自己チェックすることが可能である。

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール(道具)として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものである。

具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」(6 つの指標(注 1))と「非財務情報」(4 つの視点(注 2))に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものである。

(注1) 6つの指標:①売上高増加率(売上持続性)、②営業利益率(収益性)、③労働生産性(生産性)、④EBITDA 有利子負債倍率(健全性)、⑤営業運転資本回転期間(効率性)、⑥自己資本比率(安全性)

(注2) 4つの視点:①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目

※ ローカルベンチマークの詳細については、下記ホームページを参照すること。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

(4) 経営セーフティ共済のご案内

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度である。取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形等の回収が困難となった場合、この回収困難額と積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額(貸付限度額 8,000 万円)の貸し付けを受けることができる。

※ 経営セーフティ共済の詳細については、下記ホームページを参照すること。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

(5) デジタル・トランスフォーメーション(DX)

経済産業省及び中小企業庁では、これまでの文書や手続きの単なる電子化からの脱却を目指し、IT・デジタルを徹底活用することにより、手続きを圧倒的に簡単・便利にし、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上を目指している。

また、データを活用し、よりニーズに最適化した政策の実現も企図している。

(参考)METIDX ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/digital_transformation/index.html

20. 中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー

補助金・行政手続(※)・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等(申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等)のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り)に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。

上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用に同意したものとみなします。ただし、行政手続については、データ利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

(※)「行政手続」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく経営力向上計画の申請、事業継続力強化計画の申請、経営革新計画の申請、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)に基づくセーフティネット保証等の利用に際する申請を指します。

なお、申請は新規・変更の両方を含みます。また、経営力向上計画の申請は、経済産業省(経済産業部局)宛のみの申請に限ります。

○補助金・行政手続・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)は、データの区分に従い、効果的な政策立案や経営支援等のために、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的で利活用され、提供先に提供(提供を受けた中小企業庁又はその業務委託先からさらに第三者に提供される場合も含みます。以下同じです)される場合があります(以下「本データ利活用」といいます)。

○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、法令等により認められる場合を除き、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的以外の目的に利活用されることはなく、また、提供先以外に提供されることはありません。

なお、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報については、中小企業庁の判断により提供されない場合や提供先を制限する場合があります。

○支援機関情報、支援情報、その他の第三者に関する情報が含まれる情報(以下「支援機関等情報」といいます)について、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的に利活用され、提供先に提供される場合があることについて、申請者は、支援機関等情報について権限を有する者から事前に承諾を得るものとします。

○申請・利用・報告等を行うことにより、本データ利活用に同意し、申請等に当たり提供いただいた情報を包括的に本データ利活用に供することに同意したものとみなします。ただし、行政手続については、本データ

利活用につき個別に同意いただいた場合に限るものとし、申請時に添付するチェックシートにて同意の可否を選択いただきます。

- なお、令和 6 年度以降、ミラサポコネクト(<https://mirasapo-connect.go.jp/corporation>)の事業者向けデータ利活用許諾管理機能(データ利活用の範囲について個別の設定を可能とする機能)により本データ利活用への同意の範囲について変更することが可能になる予定です。本データ利活用のうち申請時の提供情報の中小企業庁及びその業務委託先以外の提供先への提供については、ミラサポコネクトの事業者向けデータ利活用許諾管理機能が実装されて以降、実施するものとします。
- 申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証(EBPM)の実施において、大学その他の研究機関・施設等機関に所属する研究者については、EBPM 目的(研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます)のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書をあらかじめ中小企業庁と取り交わした機関に所属する研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り、提供することとしています。さらに、支援機関に個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報を提供する場合はミラサポコネクト上で申請者に対し個別に同意を取得することとします。
- 支援機関からのデータ開示依頼への承認や事業者向けデータ利活用許諾管理機能の利用にあたっては、ミラサポコネクトへのGBizIDを用いた会員登録が必要となります。
また、中小企業庁等からの申請者への各種情報提供や支援機関からのデータ開示依頼にあたって、申請時に登録いただいたメールアドレスにメールをさせていただく可能性がありますのでご留意ください。
- 補助金が交付された案件については、法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等を中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等で公表する場合があります。また、行政保有データのオープンデータ化推進の観点から、行政手続の申請等にあたって提供いただいた情報については、申請時に添付するチェックシートにて同意した場合には、gBizINFO(経済産業省が運営する政府保有の法人情報のオープンデータ化サイト、<https://info.gbiz.go.jp/>)において、認定等の事実、認定日等を公表する場合があります。
- 本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有いたします。
- 本データ利活用に関するお問合せは、以下の宛先までお願いいたします。

【中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー窓口】

info@mirasapo-connect.go.jp

【利活用目的・データ区分・データ提供先】

利活用目的	データの区分													提供先							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	1	2	3	4	5	6	7	8
	申請者の識別・属性情報	共同申請者情報	事業・営業情報	承継情報	担当者情報	財務情報	事業計画	申請事業内容	審査情報	制度活用情報	課題に係る情報	支援機関情報	支援情報	経済産業省(中小企業庁を除く外局を含む)	中小企業庁及び業務委託先	独立行政法人(※1)	大学その他の研究機関・施設等機関(※2)に所属する研究者	支援機関(※3)	中小企業・小規模事業者(※4)	申請者本人	ホームページ・bizinfo
政策の効果検証(EBPM)の実施(※5)	○					○			○	○				○	○	○	○				
効果的な政策立案や経営支援、業務効率化等のための行政機関内での情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
申請者本人による過去の申請情報等の一括した保存・閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○	
将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の活用(ワンスオンリー等)	○	○	○		○	○	○	○		○				○	○	○					
中小企業・小規模事業者に対する経営支援情報(補助金や支援者等)の紹介	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			
経営相談に際する支援者による中小企業・小規模事業者の情報の閲覧	○	○	○			○	○	○		○	○	○				○		○			
支援機関の支援実績や専門知見等の見える化	○	○				○						○	○	○	○	○		○	○		
事業者・支援機関への支援者情報の提供・マッチング												○	○	○	○	○		○	○		
政府保有情報のオープンデータ化(※6)	○							○		○		○									○

- (※1)「独立行政法人」とは、利活用目的等に照らし中小企業庁が認めた独立行政法人を指します。
- (※2)「大学その他の研究機関・施設等機関」とは、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めた大学その他の研究機関及び施設等機関を指します。なお、利活用可能なデータは、下掲(※5)のとおりとします。
- (※3)「支援機関」とは、以下のとおりです。なお、ミラサポコネクト上で支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認が得られた場合に限り、当該申請者の個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報が利活用可能となります。
- ・ 特殊法人(株式会社日本政策金融公庫等)
 - ・ 特別法人及び特別法人に所属する組織(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び各単会等)
 - ・ 中小企業庁の設置する各種相談窓口(よろず支援拠点等)
 - ・ 中小企業庁所管法律に定められる中小企業支援者(認定経営革新等支援機関等)
 - ・ 中小企業庁の所管する事業における中小企業支援者(中小企業119の専門家・地域プラットフォーム等)
- (※4)「中小企業・小規模事業者等」への提供データは、補助金交付時の情報とします。
- ・ 法人名・都道府県・市区町村
 - ・ 事業計画名
 - ・ 補助金名・申請年度・申請応募回、採択
 - ・ 支援機関名 等
- (※5)「政策の効果検証(EBPM)の実施」に係る誓約書を取り交わした研究者等に提供するデータは、以下のとおりとします。
- ・ 法人:法人番号
 - ・ 個人事業主:企業名、住所、代表者名、電話番号
 - ・ 従業員数、資本金、事業所数、設立年(個人事業主は創業年)、都道府県、業種(主な業種、日本標準産業分類の中分類)
 - ・ 売上高、経常利益、付加価値額(粗利、減価償却費)
 - ・ 審査結果(採択/不採択)、審査点
 - ・ 補助金名、申請年度、事業実施年度、応募回
- (※6)ホームページ(中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等)・[gBizINFO](#)において、以下の項目を公表する場合があります。
- ・ 【補助金で採択となった案件】法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採択、支援機関名等
 - ・ 【行政手続で認定等となった案件】認定等の事実、認定日等

なお、上記のデータ区分は、以下のとおりです。

No.	データ区分	定義	具体例
1	申請者の識別・属性情報	申請者を特定し、又は申請者に到達することが可能な情報及び法人の規模や体制を示す情報	G ビズ ID 申請者名(法人名／屋号等を含む) 本店住所・代表電話番号 代表者名 従業員数、事業所数、設立年(個人事業主は創業年)、都道府県、市区町村、業種(主な業種、日本標準産業分類の中分類) 等
2	共同申請者情報	補助金等の事業に申請するに当たり、申請者が提携する法人及び所属する組織の情報	連携先情報 加入組織情報 等
3	事業・営業情報	申請者の事業概要及び特許情報、取引情報等、事業活動において有用となる技術上又は営業上の情報(営業秘密となる情報を含む)	事業内容 特許情報 販売先／仕入れ先 株主・出資者 等
4	承継情報	申請者の事業を承継した(承継する予定の)法人等に係る情報又は申請者に事業を承継させた(承継させる予定の)法人等に係る情報	事業承継形態・事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継者・被承継者の基本情報 等
5	担当者情報	申請者において、補助金の申請を担当している部門名及び従業員の氏名並びにその連絡先	申請担当者名 申請担当者の所属部署 申請担当者の連絡先 等
6	財務情報	申請者の確定申告及び財務三表(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)に記載されている情報及びそれらの情報から算出された経営・財務指標	確定申告書等に記載されている情報 貸借対照表に記載されている情報 損益計算書に記載されている情報 各種利益率 ローカルベンチマーク 等
7	事業計画	申請者の中期経営計画及び補助金等の申請をした事業に係る計画の内容	中期経営計画 その他事業計画 等
8	申請事業内容	申請者が補助金等を申請する事業の概要並びに補助金交付金額及び費用等の情報	申請事業名・概要 補助金交付情報 等
9	審査情報	申請に対して審査員等が審査をした際の情報	審査点 等
10	制度活用情報	過去に認定・承認を受けた補助金・行政手続の情報又は申請中の補助金・行政手続の情報	補助金交付の履歴 行政手続の履歴(認定等の事実、認定日等) 申請年度・事業実施年度、申請応募回 等
11	課題に係る情報	申請者が抱える課題等、申請者から支援者又は支援機関が収集した情報	事業者が抱える課題 支援機関への相談内容 等
12	支援機関情報	支援機関として登録している情報	認定支援機関 ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容 等
13	支援情報	申請者が支援機関から受けた支援に関わる内容	支援内容 等

中小企業庁関連事業データ活用ポリシーは、中小企業庁のホームページにも掲載しています。

【中小企業庁関連事業データ活用ポリシー】

https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/



21. 問い合わせ先

21.1. 本補助金のホームページ

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・M&A 補助金 Web サイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/>

21.2. 本補助事業のお問い合わせ先

事業承継・M&A 補助金事務局 (PMI 推進枠)

050-3192-6228

お問い合わせ受付時間: 9:30~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

※ 電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。

21.3. その他

＜中小 M&A 支援に関する不適切事例の情報提供はこちら＞
情報提供窓口

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

＜後継者問題や M&A、事業承継に関するご相談はこちら＞
全国の事業承継・引継ぎ支援センター 事業引継ぎ相談窓口

<https://shoukei.smrj.go.jp/>

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・M&A 補助金

PMI 推進枠【PMI 専門家活用類型】

【公 募 要 領】

(別紙)補助対象経費

※申請される際、本資料をご確認の上、補助対象経費を計上すること

2026 年 9 月

事業承継・M&A 補助金事務局

補助対象経費について

※公募要領 9.補助対象経費における記載内容の詳細な取扱いになります。

(1) 補助対象経費の費目

補助対象事業を実施するために必要な経費で、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

補助対象経費は、公募要領 9.補助対象経費に記載の費目に分類されます。

(2) 補助対象経費の要件

① 公募要領 9.補助対象経費に記載の①～③の条件を全て満たす経費である必要があります。

② 補助対象経費の支払いについては、補助対象事業の事業完了日までに完了する必要があります。

補助対象事業における調達の補助対象可否判断は以下の表のとおりとなります。

可否 ○(補助対象) ×(補助対象外)	採択後 補助事業期間 開始前	補助事業期間		補助事業期間 終了後
		交付決定日	事業完了日	
×		見積・発注・納品・検収・請求・支払		
○	見積	発注・納品・検収・請求・支払		
×	見積・発注	納品・検収・請求・支払		
×		見積・発注		納品・検収・請求・支払
×		見積・発注・納品・検収・請求		支払

※「検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要があります。

③ 基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった各ステップを踏まえて調達・精算を行い、流れに沿った証拠書類を整理する必要があります。発注(契約締結)日以後の日付で見積が提出された場合や、契約に先立ち請求書が発行されている場合、補助事業上は正しいプロセスが踏まれなかったものとして不備とみなす場合がありますのでご了承ください。必要となる証拠書類の詳細については、交付決定後にご案内をする手引き等をご確認ください。ただし、例外的に委託費のうち着手金を支出する場合は、委託先からの実績報告・検収より前の支払いであっても当該経費を補助対象経費とします。

④ 補助金実績報告書作成費用や確定検査等を受けるための費用は補助対象経費となりませんのでご注意ください。金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は補助対象経費とはなりません(振込手

数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします。

- ⑤ 補助対象経費の支払いは、補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」又は「クレジットカード 1 回払い」のみ対象となります。必ず補助事業者名義の口座から支払を実施してください。
以下の支払い方法についても、補助対象経費となりませんのでご注意ください。
ア) 口座から現金を引き出しての振込(手形及び小切手も含む)
イ) 相手方への現金での支払い
ウ) 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
エ) 仮想通貨での支払い
オ) キャッシュレスサービスでの支払い(PayPay、Suica 等)
- ⑥ 海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払い時の為替レート(クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート)を適用することになります。支払日当日のレート(適用レートは TTS)を証する書類を整備してください。
また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものをご用意ください。
- ⑦ 補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。
- ⑧ 源泉徴収を行う必要のある経費については、当該処理(補助対象者において預り金処理又は税務署への納付等)を示す資料を整理してください。
- ⑨ 補助対象経費の算出過程において 1 円未満の端数が生じる場合は、切捨てによる経費計上となります。
- ⑩ 補助対象経費は、1 件(案件・発注)50 万円以上(税抜)の支払いを要するもの(注 1)については、原則として 2 者以上から見積(相見積)を取得することが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください。(注 2)
なお、1 件 50 万円未満でも、可能な範囲で相見積を取るようにしてください(1 件 50 万円未満の場合においても、1 社からの見積は必須となります。)

(注 1)「委託費」、「システム利用料」及び「保険料」については、1 件 50 万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となります。

(注 2) 相見積の取得が不要な場合は、「補足: 相見積取得が不要な条件」に記載されている条件に該当する場合のみであり、該当しない場合は相見積の取得が必須になります。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、「補足: 相見積取得が不要な条件」に記載されている条件以外の選定理由は認

められません。

※ 見積書は、発行者、見積金額(申請経費の内訳記載)、業務受託期間、受託業務の範囲、その他見積の前提条件の記載があるものに限られます。

各経費に関しては、補助事業事務処理マニュアル(経済産業省大臣官房会計課)を参照する必要があります。

(3) 補助対象経費の内容及び注意事項

補助対象経費となる各経費費目について、内容と注意事項等を説明します。

以下は例示になりますが、最終的には補助事業期間終了後の実績報告で提出される書類を確定検査した結果、対象か対象外かを判断します。

補助対象となる経費、補助対象とならない経費の主なもの（例示）	
【事業費】	
(1) 謝金	
【対象となる経費】 - 補助対象事業を実施するために必要な謝金として、専門家等に支払われる経費 ※ 謝金における専門家は、士業及び大学博士・教授等に限られます ※ 補助事業の実施に際して、専門家に対し主に学術的な観点から(数時間程度)知識を教授された際の礼金を想定した経費区分です 【対象とならない経費の一部】 - 経営資源引継ぎ以外の目的で行われたコンサルティング費用 - 本補助金に関する書類作成代行費用 - ファイナンシャルアドバイザー(以下「FA」という。)・仲介費用(「委託費」の整理となります)と実質的に同等とみなされる費用 - その他委託契約に基づく費用(「委託費」の整理となります) <注意事項> - 謝金単価は、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。対外的に説明可能な金額にしてください。<u>具体的な単価は、補助事業事務処理マニュアル(経済産業省大臣官房会計課)をご参照ください。</u> - 源泉徴収を行う必要のある謝金については、当該処理(補助対象者において預り金処理又は税務署への納付等)を示す資料を整理してください。 <u>専門家の助言内容が分かる議事録等の資料は、指導内容を具体的かつ詳細に記載してください。</u>	

(2)旅費

【対象となる経費】

- ・ 補助対象事業を実施するために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(交通費、宿泊費)の実費

(国 内)※表示価格は全て税抜です。

	甲 地方	乙 地方
宿泊料(円/泊)	10,900	9,800
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、 横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、 京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、 福岡市	左記以外の全て

(海 外)

	指定都市	甲	乙	丙
宿泊料(円/泊)	19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米	ロサンゼルス、ニューヨーク、 ワシントン、サンフランシスコ	○	
	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○	
	東欧	モスクワ		○
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、 リヤド	○	
	東南アジア・ 韓国・香港	シンガポール		○
	南西アジア・ 中国			○
	中南米			○
	大洋州		○	
	アフリカ	アビジャン		○

※ 原則、宿泊料については、上表の金額が上限額となります。

※ 燃油サーチャージ、空港使用料は補助対象経費に含めることができます。

【対象とならない経費の一部】

- ・ タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代、パーキング料金等、公共交通機関以外
のものの利用による旅費(航空機の国内線プレミアムシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネ

スクラス利用も全額対象となりません。鉄道のグリーン車等の特別に付加された料金は対象となりません)

- ・ 旅行代理店の手数料
- ・ 日当、食卓料
- ・ プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代
- ・ 通勤に係る交通費

<注意事項>

- ・ 旅費の支給対象者は、事業従事者(本人及び従業員)及び補助対象事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等となります。
- ・ 交通費は 1 件当たり 3 千円(片道)以上の申請のみとなります。
- ・ 交通費については、経済的及び合理的な経路を利用ください。閑散期、航空券の往復割引等についても考慮してください。
- ・ 航空機を利用する場合は、早割等様々な割引があるため、必ず搭乗を証明するもの(航空券の半券等)及び支払った料金が確認できるもの(領収書等)を証拠書類として残してください。また、補助対象経費となるのはエコノミークラスのみとなります。国内線プレミアムシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス利用は全額対象となりませんのでご注意ください。
- ・ 在来線等切符の領収書がない場合は、出張ごとの駅すぱあと、ジョルダン等の旅費計算ソフト等の運賃が確認できるものとして、インターネット等で経路検索結果を印刷したものや書類(実際に乗車した日付・時間・交通機関の内容のもの)を準備してください。
※ 普通乗車券以外の料金が必要な特急等の利用、新幹線利用の場合には領収書が必須です。
- ・ ビジネスパックを利用する場合、当該出張に係る宿泊料は、当該代金総額から該当期の交通料金を差し引いた額とします。その差し引いた金額と宿泊料の上限額とを比較してください。朝食付きの場合は、朝食代も差し引いてください。
- ・ 対象とならない経費である以下の経費については、補助対象者の旅費規程等に定めがある場合であっても、補助対象となりません。
 - ・ 日当、食卓料
 - ・ グリーン車等の特別に付加された料金
 - ・ タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代、パーキング料金等の公共交通機関以外のものの利用による旅費
- ・ 出張等の起点から終点までが補助事業期間内であるものが対象です。
- ・ 補助対象事業以外の用務が一連の出張行程に含まれる場合は、主となる用務の実態を考慮した上で、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。
- ・ 専門家の旅費を計上する場合、補助対象事業とその専門家との関係がわかる資料を別途作成ください。
- ・ 「謝金」を個人宛払いで支出する場合、「旅費」からも源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収に留意してください(切符の現物支給等直接交通機関等へ支払った交通費・宿泊費については源泉徴収不要です)。

- ・ 出張報告書には、出張日、出張者に加え、出張内容や出張による成果を詳しく記載してください。出張内容が適切でない場合（補助対象事業として特定できない、補助対象事業以外の活動等）は、補助対象経費となりません。
- ・ 国内出張において、業務上、夜間の移動手段（寝台列車、夜行高速バス）を利用する場合であって、その利用によって他の公共交通機関と比較して経済的な出張となる場合は、当該費用を補助対象経費とすることができるものとします。ただし、寝台種別等により料金区分が設定されている場合は、最も経済的なものとします。また、証拠書類として、比較を行った他の公共交通機関の料金も添付してください。
- ・ 旅行代理店を利用する場合
旅行代理店を利用して購入する場合には見積書の提出が必要です。
取引で 1 人あたり 50 万円以上（税抜）の支払いを要するものの場合は相見積としての見積書の提出も必要です。旅行代理店から請求書が発行された場合は提出してください。支払いの確認ができる資料は他経費同様に揃えてください。
旅行代理店に支払う手数料の経費は補助対象に含めることができません。
旅行代理店が外貨払いをし、補助対象者に発行された請求書が日本円の場合は、補助対象者は日本円で取引していることになり、為替レートは無関係です。
- ・ 海外出張等の場合
海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払い時の為替レート（クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート）を適用することになります。支払日当日時のレート（適用レートは TTS）を証する書類を整備してください。また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものをご用意ください。

(3) 委託費

委託費とは業務の遂行が義務であり、結果責任を負わず業務受託者の裁量が許される契約形態を指します。

ただし、本補助金では委託費のうち、PMI 時に専門家(注 1)に支払う経費を対象とします。

FA 業務又は仲介業務に係る、相談料、着手金、マーケティング費用、リテナー費用、基本合意時報酬、成功報酬、価値算定費用等の中小 M&A の手続進行に関する総合的な支援に関する手数料については、PMI 推進枠ではなく、専門家活用枠で申請するものとします。

また、PMI に係る設備投資等費用については、PMI 推進枠(事業統合投資類型)にて申請するものとします。

(注 1) 具体的には中小企業者と PMI 業務に係る契約(契約の名称や形態を問わない。)を締結する者とし、PMI に係る総合的な支援を行う者、又は領域別 PMI に係る専門家業務を行う者となります。

【対象となる経費】

- ・ 補助対象事業の実施に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費

費用分類	支払相手(例)	概要
統合計画、100 日プランの策定	PMI 専門家	・ クロージング後の統合に係る具体的な行動計画の策定に係る専門家への費用
中期経営計画、事業計画等の修正	中小企業診断士 経営コンサルタント	・ 対象会社買収に伴う買い手(グループ)側の各種計画修正に必要な専門家への費用
PMO 支援	PMI 専門家	下記のような PMO 支援に係る PMI 専門家への費用 ・ 統合計画に沿った具体的な行動計画、WBS の作成・管理 ・ 実行フェーズにおける課題等管理支援 ・ 統合進捗レポートの作成 ・ ステアリングコミッティ、全体会議の運営 ・ 各拠点・ワーキンググループ間のコミュニケーション促進支援、会議運営
定款・登記変更	司法書士	下記のようなクロージング後の組織再編に係る司法書士への書類作成等費用(一例) ・ 商号の変更 ・ 事業目的の変更 ・ 資本金の変更 ・ 事業所の統廃合(解散・閉鎖登記含む) ・ 役員および株主名簿の変更 ・ 発行可能株式数の変更
人事・給与に係る各種規定・制度の見直し	社会保険労務士 人事コンサルタント	下記のような人事・給与制度の統廃合に係る専門家への費用

		・ 就業規則の見直し ・ 人事評価項目の設計、見直し ・ 給与体系、昇給昇格システムの設計、見直し ・ 福利厚生サービスの見直し、移管 ・ 退職金規定の設計、見直し
年金制度の見直し	税理士 社会保険労務士 人事コンサルタント	下記のような年金制度の設計、統廃合に係る専門家への費用 ・ 年金受託機関の選定 ・ DB型資産運用委託先検討 ・ DC型運用商品の選定 ・ 年金規約の作成 ・ 従業員への制度説明、同意取得
人材配置の最適化検討	社会保険労務士 人事コンサルタント	・ 事業所や管理機能の集約にともなう被承継従業員を中心とした人材配置変更等の検討に係る専門家への費用
会計処理方針の統一、 連結決算作成対応	公認会計士 税理士	● 会計処理方針の統一や連結財務諸表、管理会計項目調整等に係る会計士・税理士への費用
税務処理の統一	税理士	下記のような処理方法の統一に係る専門家費用 ● 電子帳簿保存法対応 ● 消費税インボイス制度の導入対応 ● 組織再編税制対応
PPA(取得原価配分)	公認会計士 税理士	● 取得原価のアロケーション、のれんの算出等に係る会計士、税理士への費用
各種契約承継フォロー	弁護士	● 契約主体・内容変更に係るリスク検討、交渉、届け出対応等
業務ワークフロー・KPIの見直し	中小企業診断士 経営コンサルタント	下記のような業務ワークフロー・KPI の見直し検討に係る専門家への費用 ● 営業機能における担当エリア・企業の変更 ● 営業機能における売上等のKPIの再設定 ● 製造機能における製造ワークフローの変更 ● 製造機能における生産目標等の KPI の再設定 ● 物流機能における配送業者の見直しや共同配送に係る検討 ● 在庫管理機能における管理方法、拠点の見直し ● 調達機能におけるサプライヤーの見直し ● 販売拠点の統廃合検討 ● 広告宣伝・販促活動方針やチャネルの見直し

		● 総務機能における間接業務の見直し、備品仕入の統合 ● 製品・サービス設計の変更、高付加価値化検討
TSA (Transition Service Agreement) 締結費用	弁護士	・ TSA のドラフト作成、交渉に係る弁護士への費用
IT システム統合	IT コンサルタント	各種管理システム等の統合に係るITコンサルタントへの費用 ※システムに係る投資・導入費用は、PMI 推進枠(事業統合投資類型)での申請を検討すること。 ・ IT 統合計画、WBS、要員計画の策定 ・ PC・複合機等のオフィスインフラの要否検討

【対象とならない経費の一部】

- ・ FA 業務・仲介業務手数料、デュー・ディリジェンス(DD)費用等の M&A 成約に向けた業務委託費用
- ・ 説明会の開催や個別面談の実施、主要な取引先への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)、主要な取引先以外への対応(M&A に関する説明、継続的なコミュニケーション)等、信頼関係構築に関わる専門家支援費用
- ・ 対象土業との顧問契約の範囲内での対応等、明確に PMI に係る支援・費用使途が特定できない費用
- ・ 申請の作成を行政書士(又は行政書士法人)に委任した際に要する費用

<注意事項>

- ・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助対象者に利用権等が帰属する必要があります。なお、実績報告時に当該契約書を提出する必要があります。
- ・ 委託先の選定にあたっては、原則として 2 者以上から見積をとることが必須となり、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください(1 件 50 万円未満の場合においても、原則として相見積を取得することが必須となります)。
- ・ 1 社から複数業務の見積を取得する際は、各費用形態別の金額がわかる見積にする必要があります(例:成功報酬×円、価値算定費用×円、デュー・ディリジェンス費用×円)。複数の費用形態を合計した見積金額のみの場合については、同条件の見積が無いと相見積未取得と判断されますのでご注意ください(例:成功報酬、価値算定費用、デュー・ディリジェンス費用、合計×円)。
- ・ 相見積取得時に、明らかに業務外の専門家・業者に見積を依頼している場合は、見積として認められません。
- ・ 補助事業期間完了後の実績報告の際、PMI の成果物の提出が必要です。

補助対象となる経費、補助対象とならない経費の主なもの（例示）

【廃業費】

(1) 廃業支援費

【対象となる経費】

- 事業の廃業に関する登記申請手続きに伴う司法書士に支払う申請資料作成経費
- ※ 解散登記、清算人・代表清算人選任登記、清算結了登記、解散・清算に伴い必要となる定款変更その他解散・清算に必要な登記に係る登記申請手続きのみ対象となります。
- ※ 上記の申請資料作成経費内に下記【対象とならない経費の一部】が含まれている場合は、除外してください。

【対象とならない経費の一部】

- 登記事項変更等に係る登録免許税
- 定款認証料、収入印紙代
- その他官公署に対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）
- 本補助金に関する書類作成代行費用

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間中に締結し、当該契約書を提出する必要があります。

(2) 在庫廃棄費（自己所有物）

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業における商品在庫について、専門業者等を利用して処分するために支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 処分及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 商品在庫を売って対価を得る場合の処分費
- ※ 対価にはキックバックも含まれます。
- 海外在庫

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間中に締結し、当該契約書を提出する必要があります。

(3) 解体費（自己所有物）

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において所有していた建物・設備機器等を解体する際に支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 解体及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 消耗品の処分費

- 海外で使用していたもの

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。
- 補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

(4)原状回復費（借用物）

【対象となる経費】

- 事業所や既存事業の廃止・集約を伴う場合に、既存の事業所や事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に、修理して原状回復する為に支払われる経費
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 原状回復及び支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 自己所有物の修繕費
- 原状回復の必要が無い、賃貸借物件及び設備機器等
- 海外で使用していたもの
- 賃貸借契約が締結されていない物件やレンタル契約が締結されていない設備等

＜注意事項＞

- 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。
- 補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

(5)リースの解約費

【対象となる経費】

- リースの解約に伴う解約金・違約金

【対象とならない経費の一部】

- ファイナンスリース取引の解約に伴う解約金・違約金
- リース資産の売買に係る費用

(6)土壌汚染調査費

【対象となる経費】

- 土地(有害物質)の使用地歴調査に関する資料調査・ヒアリングをする為に支払われる費用
- 汚染の恐れがある有害物質の種類特定の為に支払われる費用
- 土壌中の有害物質濃度の測定、汚染範囲や汚染レベルの確認の為に支払われる費用

【対象とならない経費】

- 土壌汚染対策工事の為に支払われる費用

(7) 移転・移設費

【対象となる経費】

- 既存事業の廃止・集約を伴う場合に、効率化のため設備・機械等を移転・移設するために支払われる経費（リース会社が移設する費用を含む）
- ※ 補助事業期間中に契約の締結が必要です。
- ※ 移転・移設、支払いが補助事業期間中に完了しているものに限りします。

【対象とならない経費の一部】

- 補助対象事業に直接関係のない機械装置の移転・移設費用
- 海外で使用する(していた)設備・機械等の移転・移設費用
- 海外で使用していたもの
- 賃貸借契約が締結されていない物件やレンタル契約が締結されていない設備等

<注意事項>

- ※ 専門業者との契約内容、金額等が明記された契約書を補助事業期間内に締結し、当該契約書を提出する必要があります。

補助対象事業以外の目的に使用しないよう注意してください。

補足: 相見積取得が不要な条件

本補助金の請求にあたっては、補助対象経費は原則として2者以上の相見積の取得が必須となります。例外として、下記に相見積取得が不要な条件を記載いたします。

※ 相見積取得が不要な条件①②に該当しない場合は、相見積の取得が必須になります。また、「選定理由書」及び「関与専門家選定理由書」は、提出することで必ずしも相見積の代替として認められるものではなく、相見積取得が不要な条件①②以外の選定理由は認められません。

※ 相見積取得が不要な場合においても、選定先1社からの見積取得は必須になります。

※ 明らかに業務外の専門家・業者に見積を依頼している場合（FA・仲介費用の見積を建設会社に依頼する等）は見積として認められません。

- 条件①: 対象となる M&A においてデュー・ディリジェンス (DD) を実施し、DD レポートを提出した専門家が PMI の専門家として支援する場合
(DD を実施し、DD レポートを出した上で、PMI も含めた一貫の支援を専門家が行う場合)
 - DD レポートの写し、専門家との DD に係る業務委託契約書、及び PMI の提案書の添付が必須となります。
- 条件②: 補助対象経費において、選定先以外の 2 者以上に見積を依頼したが、全ての専門家・業者から見積を作成できないと断られた場合
 - 2 者以上の専門家・業者から見積を断られた事が確認できる書面（電子メールの写し等）の添付が必須となります。

お問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

事業承継・M&A 補助金事務局
(PMI 推進枠・PMI 専門家活用類型)

050-3192-6228

お問い合わせ受付時間:9:30~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします

※事業承継促進枠、専門家活用枠／廃業・再チャレンジ枠のお問い合わせ先は異なります

※お問合せ内容に対するコールセンターの回答は、採択結果や補助事業後の審査結果を
確約するものではありません。必ず最終的には事業者の責任・判断のもと、交付申請手
続きや補助事業、実績報告等を実施してください